所定疾患施設療養費Ⅰ

所定疾患施設療養費は、入所者の医療ニーズに適切に対応することを目的に、特定の疾患を発症した入所者に対し行った医療行為について算定できる加算です。

加算の要件は以下の通りです。

1. 対象疾患

   ①肺炎　②尿路感染症　③帯状疱疹

2. 対象行為

   投薬、検査、注射、点滴等処置

3. 加算点数

   1日につき235点、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。

4. 診療録等記載要件

   診療録に診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を記載。

   診療報酬請求の際にも、診断名、行った検査、治療内容等を記載。

5. 算定の公表義務

   算定開始後、前年度における算定実施状況の公表が必要。

平成３０年度算定状況

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	1	2	1	1	2	2	2	3	1	1	0	0	16
	日数	5	5	2	2	5	5	10	16	3	7	0	0	60
尿路感染症	人数	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	日数	0	0	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	17